

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－3－3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV－3－3－5 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 <u>個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引</u>（金商業等府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>ロスカット取引</u>に係る留意事項 ①～④ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> | <p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV－3－3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV－3－3－5 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 <u>通貨関連店頭デリバティブ取引</u>（金商業等府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>個人向けのロスカット取引</u>に係る留意事項 ①～④ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 法人向けの特定通貨関連店頭デリバティブ取引</u>（金商業等府令第117</p> |

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 案 |
|-----|---|
| | <p><u>条第1項第39号に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。）の為替リスク想定比率に係る留意事項</u></p> <p>① <u>通貨関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第117条第27項及び28項に規定する為替リスク想定比率の算出を自社で行う場合</u></p> <p>イ. <u>正確性及び合理性が確保されたモデル（「特定通貨関連店頭デリバティブ取引に係る為替リスク想定比率の算出方法を定める件」に定める定量的計算モデルをいう。以下（6）において同じ。）を構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき為替リスク想定比率を算出する態勢を整備しているか。</u></p> <p>ロ. <u>モデルを用いて算出した為替リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>通貨関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第117条第27項及び28項に規定する為替リスク想定比率の算出を外部委託等する場合</u></p> <p>イ. <u>外部委託先が、正確性及び合理性が確保されたモデルを構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき為替リスク想定比率を算出する態勢を整備しているかをモニタリングしているか。</u></p> |

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>(6) 監督手法・対応 ①・② (略)</p> <p>IV-3-3-6 有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態</p> | <p><u>ロ. 外部委託先が、モデルを用いて算出した為替リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているかをモニタリングしているか。</u></p> <p><u>ハ. 上記イ及びロの業務の一部又は全部について、二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先に対して十分なモニタリングを行っているかを確認しているか。また、必要に応じて、通貨関連店頭デリバティブ取引業者が再委託先に対して、直接モニタリングを行っているか。</u></p> <p><u>二. 金融商品取引業協会が為替リスク想定比率の算出・公表を行う場合（当該協会が当該比率の算出・公表の一部又は全部を委託する場合を含む。）であって、通貨関連店頭デリバティブ取引業者が当該比率を利用する場合には、当該比率を正確かつ継続的に利用するための態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>(注) なお、上記二の場合には、監督当局が当該協会に対して、適切な業務運営がなされているか、検証するものとする。</u></p> <p>(7) 監督手法・対応 ①・② (略)</p> <p>IV-3-3-6 有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態</p> |

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>勢</p> <p>個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、<u>IV-3-3-4</u>の各規定に準ずるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>V-2-2-4 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢 顧客を相手方として行う通貨関連市場デリバティブ取引（金商業等府令第123条第3項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引をいう。）及び通貨関連外国市場デリバティブ取引（同条第5項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引をいう。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-5（4）及び（<u>6</u>）②の各規定に準ずるものとする。</p> | <p>勢</p> <p>個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、<u>IV-3-3-5（1）</u>から（5）及び（7）の各規定に準ずるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>V-2-2-4 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢 顧客を相手方として行う通貨関連市場デリバティブ取引（金商業等府令第123条第3項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引をいう。）及び通貨関連外国市場デリバティブ取引（同条第5項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引をいう。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-5（4）及び（<u>7</u>）②の各規定に準ずるものとする。</p> |